

様

《差出人》

東北電力株式会社

TEL
FAX

太陽光発電の系統連系技術検討結果のお知らせ

毎度お引立ていただきありがとうございます。
さて、系統連系技術要件ガイドライン等にもとづき検討した結果を下記のとおりお知らせいたします。
つきましては、太陽光発電設備系統連系および電力売電の受給契約締結に向けた諸準備を進めてくださいますようお願いいたします。

記

技術検討結果		連系可能			
お申込み内容	ご契約名義			申込受付年月日	
	受給地点 (発電設備設置場所)	※内容に不備なく当社で受付した日			
	連系・受給(売電) 開始希望日	平成	年	月	日
	配線方法			発電設備出力	k W
	受給最大電力	k W		インバータ出力	k W
	インバータ型式	No. 1			
	No. 2				
	No. 3				
工事費負担金					
外線工事会社				設計書番号	

【重要事項】

- ・「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「再エネ特措法」)第9条にもとづく認定を受けた場合は、すみやかに認定の通知を当社へご提出願います。
- ・お客さまのご準備が整いましたら、原則として連系予定日の1週間前までに、別紙「太陽光発電設備の系統連系開始について」をご提出願います。
- ・別紙のご提出をもって当社は契約成立に向けた対応を進めることができます。万一、ご提出がない場合は、契約締結に支障をきたしますので、速やかにご提出願います。
- ・以下のいずれかに該当する場合、本申込みを撤回していただく場合がございますのでご留意願います。
 - ・再エネ特措法第9条にもとづき経済産業大臣から受けた認定の効力が失われた場合
 - ・再エネ特措法施行規則第14条に定める「正当な理由」のいずれかに該当することを当社が判断した場合
 - ・当社が算定した発電設備の系統連系に必要な費用を当社が定める期日までに支払わない場合
 - ・当社からの系統連系技術検討結果のお知らせを受領後、特段の理由がないのに受給開始希望日を経過してもなお当該認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給を開始しない場合(ただし、特段の理由があると当社が認めた場合を除く。)

以上

(添付資料)

- ・太陽光発電設備の系統連系開始について …… 別紙